

第6回 福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会

日時：平成25年7月12日（金）11時～

場所：福岡市立板付北小学校

次 第

- 1 調理作業等確認（11:00～11:10）
- 2 会議（11:10～12:00）
 - （1）検証結果最終報告について
 - （2）板付北小学校における給食実施状況について
- 3 給食試食（12:00～12:25）
- 4 配食・給食状況等確認（12:25～13:15）
- 5 評価（13:15～13:30）

福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会 委員名簿

(平成25年7月12日)

区分	氏名	所属・役職名等	備考
保護者代表 (2名)	松田 瑞恵	福岡市PTA協議会 副会長	学校給食運営検討委員会委員 (小学校保護者代表)
	佐藤 博昭	姪浜小学校PTA会長	試行校PTA会長の代表
学識経験者 (1名)	竹下 真理子	精華女子短期大学 准教授	学校給食運営検討委員会委員 (学識経験者)
食品衛生関係者 (1名)	田中 衛	保健福祉局生活衛生部 食品安全推進課長	
学校関係者 (2名)	松下 和人	室見小学校校長	小学校校長会の代表
	森 宏介	西花畑小学校校長	試行校校長の代表
献立・物資・調理関係者 (4名)	矢口 幸枝	千早西小学校栄養教諭	学校給食運営検討委員会委員 (小学校栄養士代表)
	井上 真理子	鳥飼小学校栄養教諭	試行校栄養教諭の代表
	前田 和子	壱岐小学校調理業務員 総括職長	小学校調理業務員代表
	泊 孝子	美和台小学校調理業務員 職長	学校給食運営検討委員会委員(小学校調理業務員代表)
教育委員会事務局 (3名)	桑田 哲志	教育委員会教育支援部長	
	中村 浩三	教育委員会指導部 学校指導課長	
	鎌 慎治	教育委員会教育支援部 健康教育課長	

福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市小学校給食調理等業務の民間委託の試行内容を検証するため、福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、福岡市小学校給食調理等業務の民間委託試行にかかる実施状況について、衛生管理・安全面、調理技術、学校運営面等の視点で検証を行い、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14名により組織する。

- (1) 保護者代表 2名
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 食品安全衛生関係者 1名
- (4) 学校関係者 2名
- (5) 献立・物資・調理関係者 4名
- (6) 教育委員会事務局 3名

2 委員の任期は、平成25年9月末日までとし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長が欠けたとき、または委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の目的を達成したときにその効力を失う。

附 則（平成24年11月8日改正）

1 この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則（平成25年5月2日改正）

1 この要綱は、平成25年5月2日から施行する。

○福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会傍聴人要領

(傍聴の手続)

- 第1条 福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。
- 2 傍聴を希望する者は原則として、検証委員会開催日の5日前（福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）に規定する休日は除く。）までに電子メールまたはファックスにより申し込むこととする。ただし、試行校の学校長を通して申し込む試行校の保護者、及び報道機関についてはこの限りでない。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増減することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、試行校の保護者を最優先し、次に市内の保護者を優先する。なお余りある時は、先着順により傍聴人を決定するものとする。
- 5 傍聴人には電子メール、ファックスまたは電話により連絡するものとし、傍聴人は当日、受付で氏名を告げたいで傍聴人名札の貸与を受け、校内ではこれを着用するものとする。
- 6 傍聴人が給食の試食を希望する場合はこれを認める。また、試食費用については傍聴人が負担するものとする。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 喫煙を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影及び録音)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(退場)

第5条 傍聴人は秘密会が開かれるとき、又は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成24年10月30日から施行する。